

徳島県告示第百七十一号

平成十六年徳島県告示第百二十四号（建築基準法の規定に基づき、容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域並びに当該区域に係る数値について定める件）の一部を次のように改正し、令和七年三月二十一日から施行する。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

「第五十二条第一項第六号」を「第五十一条第八号」に改める。

表中「、建ぺい率」を「、建ぺい率」に、「第52条第1項第6号」を「第52条第1項第8号」に、「、ながね、」を「、ながね、」に改める。